



INTERCOUNTRY

インターカントリー

No.45 2013

社会福祉法人 日本国際社会事業団 International Social Service Japan

急がれる「養子縁組あっせん法」及び 「国際養子縁組に関する子の保護及び国際協力に関する条約」の制定

ISSJ常務理事 大森 邦子

ISSJは、戦後、駐留軍兵士と日本人女性の間に生まれた混血の子ども達の救済のために、国際養子縁組の事業をスタートし、その後様々な事情で国内養子縁組が困難な子ども達の支援をしてきました。半世紀を越える現場経験から1993年ハーグ条約「国際養子縁組に関する子の保護及び国際協力に関する条約」の批准の必要性を長年訴えて参りました。日本はハーグ国際私法会議構成国ですが、いまだハーグ条約「国際養子縁組に関する子の保護及び国際協力に関する条約」を批准しておりません。それどころか国内の養子縁組斡旋法すらありません。ハーグ条約では国際養子縁組は『出身国で相応しい家庭が見つからない子のために恒久的な家庭の利益を提供する最終手段』と位置づけられています。この背景には、子の奪取や売買等、養子縁組の濫用の危険性が認識されており、また、国境を越えて異なった社会や文化の地で生活することになった子にも負担を背負わせると考えられているからです。

欧米の養親希望者たちは日本から養子を迎える理由の一つとして、法規制がないので簡単に乳児を養子縁組できることをあげています。現在わが国で最も懸念される問題点は、日本国内の日本人家庭で養子縁組可能と思われる日本国籍の子ども達が、国内での養子縁組の可能性を考慮することもなく、いきなり国際養子縁組されているケースがあることや、養子が海外の養親の元に行く場合、日本政府のチェックが全く無いこと、さらに養親候補者に養子を斡旋するとき多額の金銭を養親候補者に請求する斡旋業者が存在していることです。これが欧米の養子縁組希望者や斡旋業者の間で、日本では国際養子縁組の名のもとに人身売買が行われているといわれる所以です。

国内の養親に斡旋される場合は、養親候補者が日本の家庭裁判所に養子縁組の申請に行くのは、すでに子どもが斡旋された後なので、家庭裁判所で養親から斡旋業者にいくら支払われたかという事実を把握することは不可能です。しかも、斡旋料が不当かどうかの判断基準や不当であるとなったときの罰則規定がありません。実父母からの養育が受けられない子ども達が新しい父母の元へお金で買われていくようなことは、どのような事情があるにせよ許されることではありません。

養子斡旋を子どもがほしい親のために行うと、子どもは商品化してしまいますので、政府として何等かの基準を設ける必要があります。また国際養子縁組は国境を越えて養子縁組の斡旋を致しますので、国の機関（全国の子どもを対象としますので）或いは日本国政府から直接認可をされた機関で、国庫補助のある団体



に則った手続きが完了したかどうか、養親と同じ国籍が取得できたかどうか等の確認も必要です。さらに30年、40年後に養子から実母の情報を知りたい、或いは実母に会いたいという希望が寄せられた時は、それに応じる必要があります。それゆえ各国とのネットワークを持ち、継続してサービスができる体制を持つ機関で行うことが求められます。子どもの身分事項を記録したファイルは、成人した養子の実母探しなどへの対応のために永久保管される必要があります。

現在、養子斡旋法の制定に向けてやっと動きがみられるようになりましたが、養子縁組は子どもの保護のための福祉の一環であるとの視点で考慮されなければなりません。子どもがほしい親のために子探しをするのは、児童保護の観点から外れてしまいます。実母から生まれたという事実をしっかりと受け入れた上での養子縁組をする必要があります。国際養子縁組で海外或いは在日外国人家庭に養子斡旋される子どもは、様々な事情で実親の保護を受けられない子ども達です。ISSJでは、施設収容や里親養護と同等に、国際養子縁組は、実親の保護を受けられない子どもの命を守るための児童保護の一つであるとの考えで、半世紀を超える今日まで数多くの子ども達を国境を越えて新しいパパママのもとに送り出しました。国際養子縁組が、人身売買の隠れ蓑にならないように、一日も早い「国際養子縁組あっせん法」の制定及び、「ハーグ条約1993年国際養子縁組に関する子の保護及び国際協力に関する条約の批准」を政府にお願い申し上げます。



ほくにパパとママができたよ！

ヒロ君（仮名）の実父母のことは誰も知りません。ヒロ君の本当の名字も、国籍も、兄弟の有無も、何も分かりません。ヒロ君を生んだ女性は、保険証を持っておらず、救急車で運ばれ出産した際には偽名を使っていました。女性は出産直後に病院から抜け出してしまったため出生届けもできず、ヒロ君は遺棄児として単独戸籍に記載されました。

ISSJにヒロ君の養父母を探してくれないかと依頼が入ったのは、ヒロ君が5歳を過ぎた頃でした。管轄の児童相談所でも、ヒロ君の生後すぐに新聞広告に出すなどして養父母を探そうと努力を続けていました。しかしながら、ヒロ君が5歳を過ぎても養父母になりたいという人はいませんでした。児童相談所は、最後の手段として国際養子縁組でヒロ君に家族を探すことにしました。ISSJが児童調査を行うにつれ、ヒロ君に発達障害の疑いがあることが分かりました。年長の男児、発達障害ということでISSJでも信頼できる養親探しに時間を要しました。面会時ヒロ君は、「どうせ僕にはお父さんもお母さんもいない」と言っていました。友人たちが実父母の面会を受け、長期の休みには外泊する中、家庭を味わったことのないヒロ君はどんな思いでいたのだろうと思います。

そんなヒロ君にぴったりの養親が見つかったのは、ヒロ君が7歳になってすぐのこと。夫は在日米軍、妻は米軍基地内の学校の特別学級の教諭でした。夫婦には実子が二人おり、育児に関してもベテランでした。発達障害の懸念についても、妻の専門が特別教育だったため、安心して任せることができました。家族とヒロ君の適応は順調に進み、家裁からは特別養子縁組の審判が下りました。好き嫌いがはっきりしているヒロ君は、食事に関しては養親を困らせました。養親から「今晚はクリームパスタと焼きそばを両方用意している」と聞いた時は驚いたものです。ヒロ君は次男として迎えられましたが、養父母に甘えながらも、お兄ちゃんが妹をからかうと、一生懸命かばうという優しさも見せています。



今夏、ヒロ君は家族と一緒に渡米しました。基地から飛び立つ飛行機を見る度に、早くアメリカのおじいちゃん、おばあちゃんに会いたいと言っていたヒロ君。念願叶って、祖父母のみならず親戚たち皆に会うことが出来ました。一回り成長したヒロ君は、従弟の赤ちゃんの入浴も手伝いました。新しい町では毎週土曜日に日本人学校に通っています。真面目な性格は渡米しても変わらず、週末は漢字の練習を好んでしているそうです。初めての町、新たな学校、新たな家に、お

【公益財団法人JKA競輪補助事業】



難民理解講座、グループセラピー開催

多文化間精神医学会と共同で、難民のメンタルヘルスとソーシャルワークについて学ぶための『難民理解講座』を開催しています。目に見えないクライアントの心を理解する上で、メンタルヘルスの視点は欠かせません。また、話を聴き、信頼関係を築いていく過程ではソーシャルワークの技法が必要になります。現場経験が豊富な精神科医、臨床心理士、ソーシャルワーカーを講師とし、これまで4回にわたって、うつ病、統合失調症、PTSD・心身症、難民ソーシャルワーク（女性と子ども）をテーマに講座を開催しました。学生、弁護士、一般企業勤務の方、ボランティアなど、様々な背景の参加者がケーススタディなどでディスカッションし、難民への理解を深めました。私たちも講師や参加者から新しい視点を教えられ、これまでの経験を整理し、支援の本質を考えさせられる良い機会となっています。次回は10月19日、講師は多文化ソーシャルワークの分野で活躍する日本福祉大学の石河久美子先生です。

また、日本で暮らす難民の民族コミュニティへの支援として、昨年に引き続きグループセラピーを実施しています。セラピーは女性のみで、日本社会への適応、子育ての悩み、教育問題や家族の健康など、女性ならではの視点で話し合っています。女性は男性よりもライフイベントが多く、彼女たちはその度に「文化の違い」という壁にぶつかります。子どものいじめや進学も大きな問題です。日本で暮らすことそのものが、彼女たちにとっては大きなチャレンジなのです。一方、そのような深刻な問題に加え、健康維持や美容といった、女性にとっての永遠の課題(?)も取り上げられました。このあたりは万国共通のようです。先日は、お弁当をうまく作れないという皆の声にこたえ、お料理教室を開催しました。初めて卵焼きを作ったというお母さんがたくさんいて、新鮮な驚きでした。教室には子ども達も参加し、日本文化に触れる楽しい会となりました。



上手にお寿司ができました



補助金、助成金事業完了のご報告

この度、平成24年度、公益財団法人JK A（旧日本自転車振興会）補助金、財団法人日本財団助成金、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構 国際ボランティア貯金寄附金の交付を受けて下記の事業を完了致しました。ここに、ご報告と共に感謝の意を表します。

平成25年4月完了

JK A

日本財団

平成25年6月完了

国際ボランティア貯金

「平成24年度子どもが幸せに暮らせる社会を作る活動」

「国境を越えた未成年者への家族再会援助」

「カンボジアの貧困家庭の子どものための識字教育及び母親への自立訓練（給食実施）プログラムの実施」

**国際養子縁組の援助**

ISSJは8、子どもとの適応期間を過ごしています。その中から一つの家族の「今」をお伝えします。

今年3月、テキサス州在住のアメリカ人夫、日本人妻の夫妻に、大阪市内の乳児院に入所していた4歳の男の子を委託しました。この男の子は重い食物アレルギーのため措置変更がかなわず、出生後からずっと乳児院で生活をしていました。日本国内での里親委託が実現しなかったため、児童相談所から照会を受けたISSJは、男の子をこの夫妻にマッチングしました。児童相談所の承認も得て、夫妻は男の子を迎えに来日しました。夫妻は乳児院に1週間ほど通って、男の子と一緒に過ごすなかで、お互いに信頼関係を築いていきました。その後、アメリカ大使館でのビザ手続きを経て、男の子は夫妻と共にテキサス州に向けて出発しました。現在は、ISSJはテキサス州に認可された養子縁組団体に適応調査を委託し、この団体が定期的に家庭訪問を実施しています。ISSJには、団体からの定期的な報告書に加え、夫妻からは、男の子がテキサスの生活に慣れ親しんでいく様子を記すメールと写真が送られてきます。順調にいけば、今年の秋にはテキサス州内の裁判所に養子縁組を申し立てることになります。【公益財団法人JKA競輪補助事業】

国籍取得・送還援助・国際結婚での子どもの問題の援助

フィリピン人を両親に持つ兄妹の送還ケースを支援しています。

両親は正式に婚姻しておらず、子ども達の出生届も未提出だったために、子ども達は「無国籍」状態となっていました。その後、実母は行方不明となり、実父も不法滞在により強制送還を命じられました。子ども達も滞在資格がないため強制送還を命じられましたが、法的に監護権をもたない実父と一緒にフィリピンに連れ帰ることはできません。ISSJでは実母の情報を収集し、子ども達の国籍取得支援をすると同時に、DSWDと連絡を取り合って実母の親戚を見つけ、家族調査を行って実父に子ども達の監護権を与えることに同意するかどうかを尋ねています。入国管理局も学校に通っていない子どもの人権保護のために、特別に実父に滞在許可延長を認めてくれました。実父は自宅で子ども達にタガログ語を教え、フィリピンに子ども達を連れて帰り学校を通わせることを楽しみにしています。

また、最近では国境を越えての子どもとの面会権の相談、日本在住の難民や難民申請者からの本国に残している家族の呼び寄せや、日本での別居、離婚などに関する相談も寄せられ、その相談・援助も行っています。【財団法人日本財団助成事業】

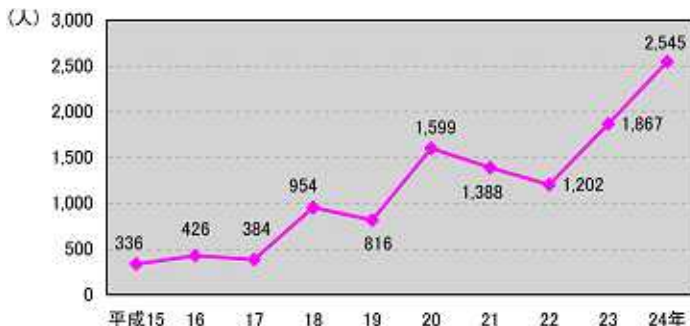
難民申請者への援助

昨年の日本での難民認定申請者数は2545人(前年比678人増)。一方難民として認定されたのは18人(前年比3人減)、難民と認定されなかったものの人道的な配慮により在留が認められたのは112人(前年比136人減少)と、申請者にとっては将来の見通しが立たない状況が続いています。空港で難民申請をしてそのまま入国管理センターへ収容され、また収容が1年以上に及ぶケースも、未だ少なくありません。

多くの難民申請者は経済的に逼迫しつつも、自分たちの力を最大限使って生きのびようとしています。しかしながら、孤立し、心身の健康を崩す申請者も少なくありません。ISSJは難民申請者へのカウンセリングをはじめとする相談支援を継続していますが、寄せられる生活や医療の相談は年々増えています。クライアントの話をよく聴き、ひとつひとつの課題に取り組むことで、市区町村や無料低額診療を提供する病院、臨床心理士・精神科医との連携も速やかにとれるようになってきました。地域の日本語教室へ通うことを足がかりに生活リズムをつかみ、体調を回復されていくケースもありました。幅広くアンテナを張ってクライアントの話を聴くことの難しさと面白さを、日々感じています。

【UNHCR委託事業】

難民認定申請者数の推移(法務省発表資料より)





第67回チャリティ映画会・バザー開催のご案内

いつもISSJ映画会バザーをご支援頂きありがとうございます。

第66回映画会は、一ツ橋ホールで6月19日に開催し、3回合わせて1414人の皆様に「オレンジと太陽」をご覧頂きました。今まで一般の人には知らされていなかった英国からの13万人もの強制児童移民の実態を明らかにし、家族再会に向けて努力した英国女性ソーシャルワーカーの姿が描かれているこの映画はISSJの事業とも通じるものがあり、多くの皆様から「初めて事実を知った」「胸を打たれた」等の感想が寄せられました。また、同時開催のバザーも好評でした。無事に終了できましたのも、多くのボランティアの皆様をはじめご支援くださる皆様のおかげと感謝しております。皆様からのご支援は参加券、ご寄付、バザーへのご協力を合わせて2,676,614円でした。国境を越えて支援を必要としている子ども達とその家族のために大切にに使わせて頂きます。

次回第67回映画会は2013年10月18日（金）開催予定で、上映作品は2012年アカデミー賞で作品賞はじめ5冠に輝いたフランス映画「アーティスト」です。ISSJ映画会始まって以来、初のモノクロ・サイレント映画で、1920年代末のハリウッドを舞台に、時代がサイレントからトーキーに移行する中での主人公達の苦悩と愛が甘く切なく描かれています。皆様のご来場を心よりお待ちしております。



日時：2013年10月18日（金）
11：00、14：45、18：30

場所：一ツ橋ホール
（日本教育会館3F、神保町駅徒歩3分）

奨学金ご支援のお願い

ISSJはカンボジア・プノンペンにおいて、子ども達への給食付識字教育を行っています。お寺の中にある教室の名前はプテア・ニョニム（にこにこの家）。2013年より、子ども達が学校へ進学し、また職業訓練を受けられるよう、奨学金による支援を始めました。今回は、ひとりの男の子のメッセージをお届けします。



こんにちは。ソナンといいます。今年14歳になります。農村のお寺で、お祖母さんと暮らしていました。両親は小さい時に亡くなったので覚えていません。3年前、勉強するためにプノンペンのお寺のお坊様に預けられ、街で暮らし始めました。日中はプテア・ニョニムで勉強して、夕方からお寺の中の英語教室にも通っていますが、学校へは行ったことがありません。将来何になりたいか、考えたことがありませんでした。学校へも行きたかったけれど、お金がないから仕方がないと思っていました。英語の勉強は大好きだし、自由に話せるようになりたい。本当は高校まで行って勉強したい！

勉強熱心で、歌や絵、スポーツにも特別な才能を感じさせるソナン。彼が学校へ編入できるよう、現在カンボジアの現地スタッフがお坊様や学校と話し合いをしています。

学費の支援というかたちで、カンボジアの子ども達の成長を見守ってみませんか？

皆様からのお問い合わせ、ご協力、お待ちしております。

お問合せ先：日本国際社会事業団（ISSJ）重藤まで TEL 03-5840-5711

振込先：りそな銀行 中目黒支店 普通1056332
加入者名 社会福祉法人 日本国際社会事業団
1口：1,000円（何口でも可）



理事 前田 武昭



ISSJの前理事長岩井敏先生、役員、スタッフの皆様の真摯で献身的な活動に感銘、感動を致し参加させて頂きました。以来、十有余年になりますが、私の携わっております医療、介護、福祉の面で些かでもお役に立てればと思ひ今日に至っております。ISSJの活動は、JKA、日本財団はじめ諸団体の援助、個人の皆様のご好意、篤志を頂いて運営しております。活動内容は、国際養子縁組、家族再会援助、無国籍児童支援、難民支援であります。本来は、外務省、厚生労働省による国家的な事業、施策であると思ひます。国が一社会福祉法人であるISSJをご信頼、お任せ頂いていることは、誠に光栄至極ではございますが、運営面では財政面で大変窮し、逼迫しております。国はISSJの活動を国家的な事業に組み入れて頂くか、暫くはご無理であれば、何とぞ財政面でのご配慮、ご指導を切にお願いしたいと思います。

理事 / 評議員 坂本 光彦



私は、ゴム、プラスチック製品の製造販売に係る企業の経営者として永年、事業にかかわって参りました。50歳を過ぎたころから、事業だけではなく、多少は社会のお役にたつ事もする必要が有ると考え始め、国際ロータリークラブのメンバーとなり、この20年余りの間さやかながら奉仕活動を続けて参りました。その間に、ロータリアンであり又、ISSJの理事長を務めておられました、故岩井敏先生にお目にかかりご薫陶を受けた事が、ISSJに係るきっかけとなりました。恵まれない子ども達の命と生活を守ることは大切な社会福祉活動ですが、その中でも保護者を失った子ども達に適切な保護者を見つけてあげる事は最も大切な活動の一つです。これからは、これまでの日本内外での経験を生かし、この尊い活動に一層協力して行きたいと考えております。

ISSJ活動報告2013年1月 8月

1月	9日	UNHCR会合出席	13日	UNHCR IP Meeting出席
	10日	明治学院大学戸塚校で国際福祉の講義	14日	第三国定住有識者会議出席
2月	15日	カナダノン難民担当官クリス氏来所	15日	RHQ第三国定住会議出席
	16日	第三国定住有識者会議出席	17日	内部監査
3月	16日	外務省主催「ハーグ条約シンポジウム-国際家事調停の在り方を巡って-」参加	21日	有識者会議出席
	17日	英国大使館で1980年ハーグ条約に関する話し合い	22日	法務省・日弁連・FRJ三者会議出席
4月	28日	FRJ役員会出席	22日	高野悦子氏お別れ会出席
	6日	笹川財団情報交換	23日	FRJ総会、運営委員会出席
5月	6日	UNHCR代表者会議出席	27日	第340回理事会・第164回評議員会
	14日	日本財団難民の会出席	30日	山谷えり子参議院議員訪問
6月	18日	笹川平和財団難民に関するシンポジウム参加	4日	第三国定住有識者会議出席
	19日	世田谷文化財団ファンドレイジングセミナー参加	5日	逢沢一郎衆議院議員と面談
7月	21日	FRJ理事会出席	11日	第三国定住に関する有識者会議出席
	4日	UNHCRとミーティング	17日	山谷えり子参議院議員と面談
8月	6日	外務省、UNHCR打合せ	18日	猪口邦子衆議院議員と面談
	7日	広島ハウス理事と会合	19日	第66回ISSJチャリティ映画会・バザー開催
9月	12日	難民協議会出席	20日	UNHCR難民の日出席
	13日	ISSJ資金役員会	26日	公益財団法人JKA 平成23年度事業監査
10月	13日	FRJ役員会出席	27日	FRJ役員会出席
	21日	UNHCR会合出席	2日	外務省、難民事業本部、UNHCRと会合出席
11月	25日	第339回理事会・第163回評議員会	4日	日本財団訪問
	27~4/3日	カンボジア出張(伊部・石川・重藤)	10日	外務省訪問
12月	2日	Hawaii InternationalのDirector来所	11日	UNHCR 高等教育プログラム協議
	4日	RHQと会合出席	17日	FRJ 役員会出席
1月	10日	FRJ役員会出席	22日	朝日新聞取材
	10日	日本財団春の交流会出席(大森、伊部)	23日	UNHCR監査
2月	15日	UNHCR会合出席	30日	法務省、日弁連、FRJ三者会議出席
	16日	第三国定住有識者会議出席	30日	笹川財団難民円卓会議出席
3月	17日	「養子縁組あっせん法公聴会」出席	31日	UNHCRとIP Meeting出席
	18日	UNHCR会合出席	2日	養子縁組意見交換出席於参議院会館
4月	25日	JKA補助事業事務手続きに関する説明会出席	5日	内閣官房と難民問題打ち合わせ出席
	10日	カリフォルニア国際離婚調停NPO調停員来所	7日	FRJ役員会出席
5月			14日	外務省と1980年ハーグ条約に関する話し合い
			24日	東京都監査

インターカントリー第45号 2013年9月15日発行

発行：社会福祉法人 日本国際社会事業団
International Social Service Japan (ISSJ)
発行責任者：常務理事 大森邦子
発行所：〒113-0034東京都文京区湯島1-10-2
御茶ノ水K&Kビル3F
TEL : 03-5840-5711 FAX: 03-5840-0415
E-Mail : issj@issj.org URL : www.issj.org

ISSJの活動は、JKA(旧日本自転車振興会)、日本財団、郵便貯金簡易生命保険管理機構国際ボランティア貯金、UNHCR(難民高等弁務官事務所)、東京メソニック協会、東京都共同募金会及び個人、団体の会員の皆様、また善意のご寄付を下さいます多くの皆様に支えられております。ありがとうございます。今後ともどうぞご支援、ご協力をよろしくお願い申し上げます。